

一
三

五

六

七

八

九

十

十一

十二

G-0092

0124

第廿六回
B二

合第三 四號	建第六 五號	第 二 號	第 一 四 號	第 三 二 號	合 第 一 五 號	第 三 一 號
-----------	-----------	-------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------

明治三十年三月

○在金山領事館

金山港共同墓地内ニテル海軍及警察
墓地周圍土塀煉瓦塀ニ改築之件

外務省

G-0092

0125

四年四月一日接受

通商局

三〇五

三〇五

當不以此山其同墓地内、其海軍及警察等墓地
 地周圍土塚石灰剥落、外見甚、具苦數年、
 舊日管理費現積實額、金松田、
 七四、管守年常、
 僅、金松田、
 金松田、
 之別紙、
 因九松田、
 地、
 加、
 左、
 之、

朝鮮國金山港

日本

領事館

度、
 案、
 每、
 二、
 合、
 化、
 明、

在金山

一等領事 伊藤俊孝

外務次官 小村壽太郎



G-0092

0126

朝 鮮 國 益 山 港 領 事 館

右ノ面ノ

改築費用

是ノ警備隊基地左ノ高寺長ノ大石ノ人

長ノ改築費用

是ノ警備隊基地周圍ノ塙取ノ煉瓦ノ高寺ノ人

金百ノ田ノ子

内訳

金百ノ田ノ子

見積書

伏兵山海軍ノ警備隊基地周圍塙改築費用

朝 鮮 國 益 山 港 領 事 館

記

金百ノ田ノ子

内訳

金百ノ田ノ子

是ノ警備隊基地周圍塙取ノ煉瓦ノ高寺ノ人

長ノ改築費用

金百ノ田ノ子

是ノ警備隊基地周圍塙取ノ煉瓦ノ高寺ノ人

長ノ改築費用

右ノ面ノ

右ノ面

田ノ子

ト名也之精果ハ此新計果也中一箇ハ此計也

同國産也方中道ハ此也

三丁五匁

外務省

G-0092

0129

明治三十一年二月十八日謹請

記録帳



簿書校正原簿

明治三十一年二月十七日起草
同日發遣

明治三十一年二月十八日謹請

13

會計課長



豫算課掛主任

主



支出掛

次官

検査掛

第一二二號

七三九

任事済事務掛村總領 加治野友也村長

其地ハ、地籍及森田墓地地圖編改集方ハ、

關シテ、森田墓地(計五五号)ハ、地籍院任事

中、(一)第一二二號ハ、本年改集地籍集

明治三十一年二月十八日謹請

外務省

ニ於テ、森田墓地(計五五号)ハ、地籍院任事

ノ由、森田墓地ハ、地籍院任事ニ付、本年

改集地籍集(計五五号)ハ、本年改集地籍集

ノ由、本年三月末迄、地籍院任事ニ付、本年

改集地籍集(計五五号)ハ、本年改集地籍集

三十九号

急

大言

明治二十二年三月一日



會の員一四ノ子

二四九八

青島に依り山岳の墓地内：在る海軍乃起り其
墓地周圍土塚深坑副産物等、以て浮体空
積之見込、以て費用、用を自費、積り、其金、後
八日、於、東、二、等、し、大、日、ラ、二、重、ラ、前、派、多、事、以、
墓地に管理、理、之、内、金、金、日、跡、金、百、一、以、
有、何、後、之、ト、シ、更、金、六、拾、五、百、拾、事、以、
金、多、ラ、以、後、日、台、以、其、一、以、
四月廿二日、二月、廿、日、

在青島

外務省事務次長中村嘉

外務省左山村壽太郎

明治二十二年三月一日

在朝鮮國釜山日本領事館

可正多志、口、一、我、口、
正、以、多、志、口、一、我、口、

G-0092



第一号三月三日達

記録係



明治三十二年三月二日 起草
同日 發遣

明治三十二年三月二日

會計課



豫算課長 主任

(Signature)

選第二二二號

次官 關了

外務省

陸軍省事務官中村親政 加藤次官中村親政

海軍及陸軍省各地國土擴張事務支出方付同

令第一四号に依りて改定中、又、右に有る海軍省領

事より、中村親政に同様に、外務省領

外務省

に改定せしむべき、故に、外務省領

七十万円、及び、同様に、同様に、

改定せしむべき、故に、外務省領

改定せしむべき、故に、外務省領

改定せしむべき、故に、外務省領

改定せしむべき、故に、外務省領

三十二年三月二日



